

基盤技術研究促進事業とは

1.目的及び考え方

基盤技術(ここでいう「基盤技術」とは、利用分野の広がりとしての波及性、及び性能・生産性の向上に与えるインパクトの大きさとしての効果・効用が大きい技術を指します)研究は、その成果が我が国の国民生活、社会経済活動の基盤を成すばかりでなく、革新的な技術体系をもたらし、新規市場の創出等様々な波及効果が期待できる知的資産を生み出すものであります。特に我が国における産業の国際競争力の低下が強く懸念される中、その要となる産業技術力の強化には、知的資産及び産業フロンティア開拓の源である基盤技術研究を強力に推進することが不可欠の課題となっています。

このためには、我が国の試験研究活動の大半を占める民間における基盤技術研究の強化、とりわけ明確な目的をもった基礎研究(目的基礎研究)の強化を図ることが極めて重要な課題となります。しかしながら、その一方で基盤技術研究は、特にリスクが高く、民間企業単独で取り組むことが困難であり、その成果が開花するまでには一般的に相当規模の投資と相当程度の期間を要するものであると考えられます。

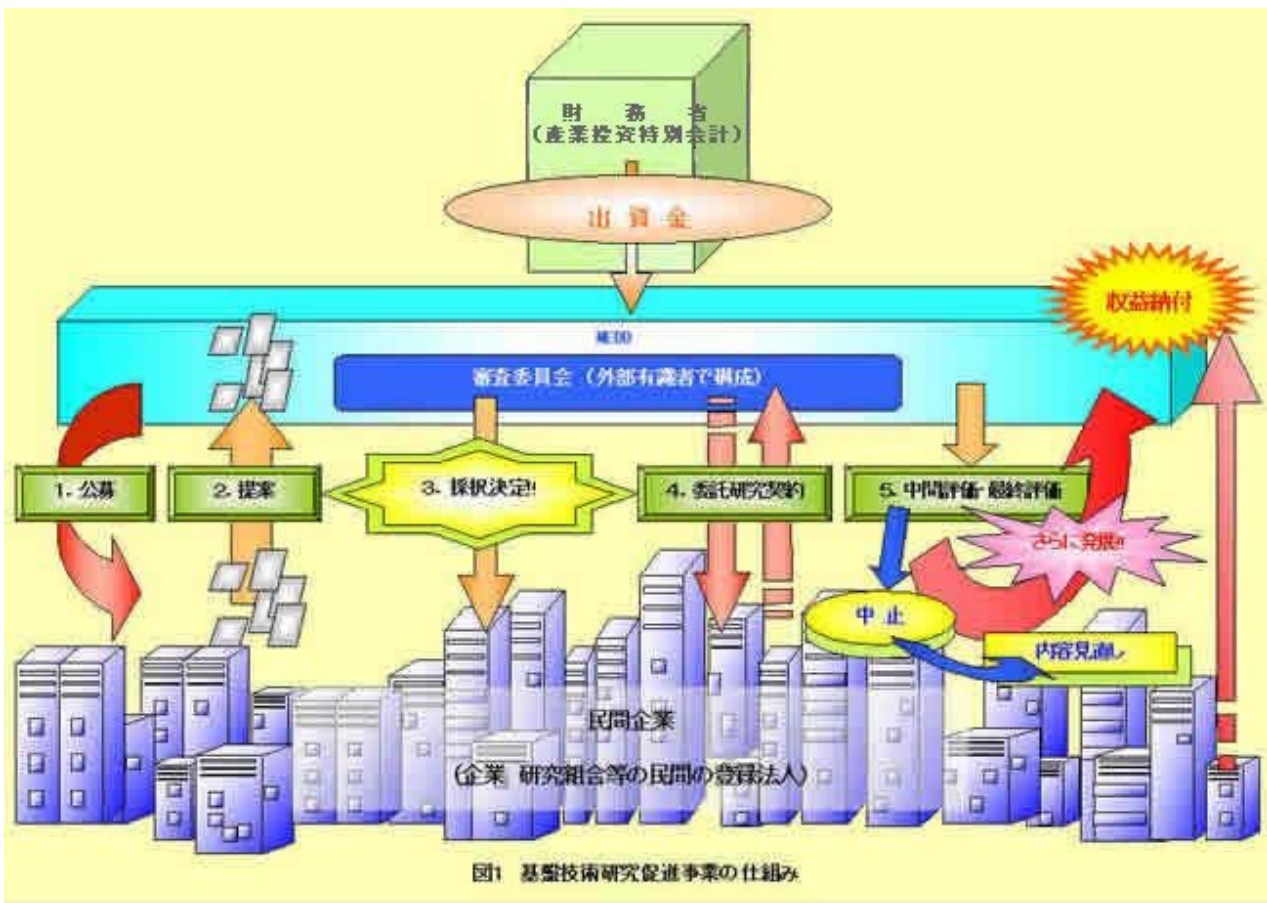
本事業は、民間企業において行われる優れた基盤技術研究(経済産業省の所掌に係る鉱工業に関するもの)の提案に対し、委託事業として支援し、これを促進することにより、我が国の鉱工業基盤技術の向上及びその成果普及を図ることを目的としています。

2.仕組み

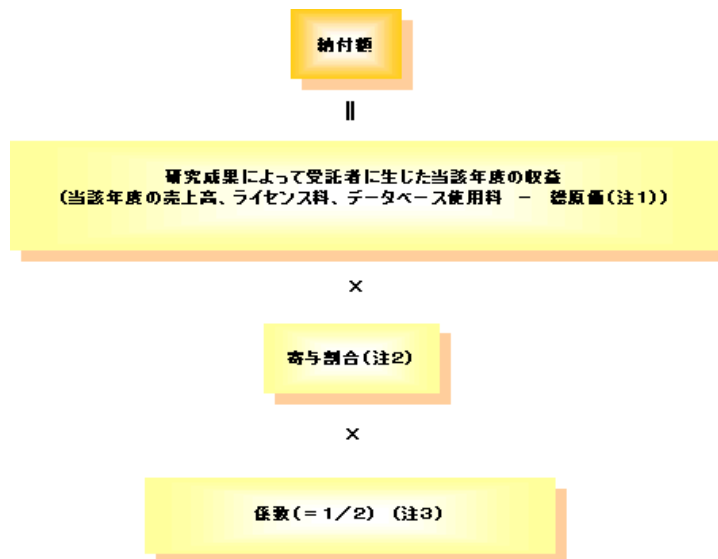
本事業は、NEDO が、国、即ち経済産業省から出資を受け、優れた鉱工業基盤技術研究を行おうとする民間企業にその実施を委託し、その成果の普及を図るものです。また、適正な競争原理を確保することの重要性に鑑み、広く民間企業に対し、鉱工業基盤技術に関する試験研究テーマを公募します。応募のあった試験研究テーマについては、外部有識者から構成される審査委員会において評価・審査を行い、これに基づきフロンティアを開拓するトップランナー型の優れた試験研究テーマを選定し、提案者との間で委託契約を締結して試験研究を委託します。

また、試験研究の成果としての特許及び工業所有権等の知的所有権(以下「知的所有権」という)については、一定要件の下に受託者に帰属させる方式(産業活力再生特別措置法に基づく日本版バイ・ドール方式)を適用することによって、受託者の試験研究に取り組むインセンティブの強化と試験研究成果の活用の促進を図っていくこととしております。同時に、受託者の成果主義を徹底し、併せて試験研究の結果責任を明確化するために、試験研究の進捗に応じて外部有識者による中間評価を厳正に行うことで、以降の試験研究の継続(拡大、縮小等)、中止等に反映させ、さらに、試験研究終了時の評価及びその後の成果利活用についても継続的なフォローアップを行うこととしております。なお、これらの評価結果については、受託者名や試験研究のテーマ名・概要等を含め、原則として公開されます。

本事業は、受託者に対して、試験研究成果として知的所有権の取得や、試験研究成果の公開・普及及び利活用に積極的な役割を果たしていただくとともに、試験研究終了後の一定期間内において、その成果による収益が生じた場合には、試験研究の寄与に応じて、収益の一部を納付(以下「収益納付」という)していただく制度となっております。



3.収益納付の考え方



- (注1) ライセンス料等の場合には、原則、原価ゼロと考えますが、運用に当たっては個別のケースごとに諸事情を勘案して決定します。
- (注2) 当該成果に係らない製造原価、販売管理費、累積した研究開発費等を考慮して、当該成果の寄与する割合を算出します。
- (注3) 係数 1/2 については、これまで委託研究についての特許権の帰属が国・民間で 1/2 の共有となっていたところ等を根拠にして定めております。

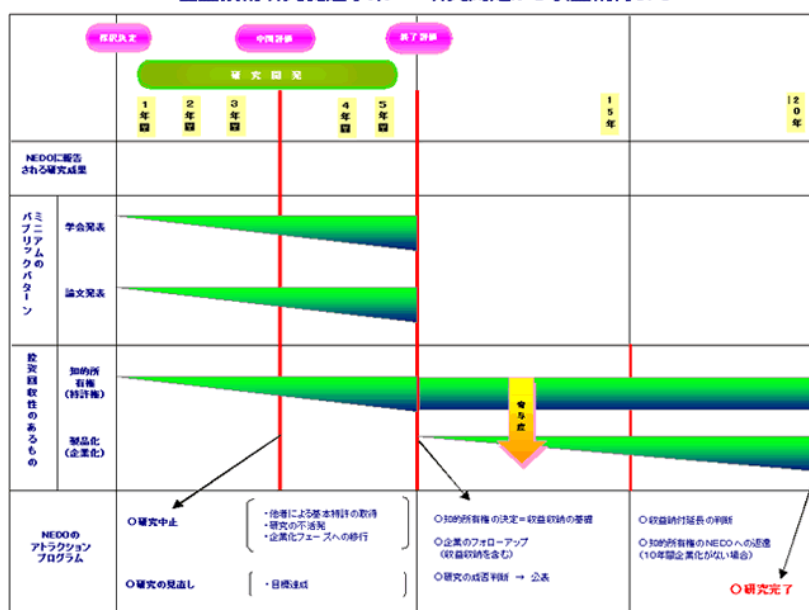
(1) 収益納付期間

原則研究開発終了後 10 年間とし、10 年間経過後であっても相当程度の収益が発生している場合には、受託者と協議の上で、最長 5 年間延長する場合があります。

(2) 収益納付累計限度額

特に定めません。

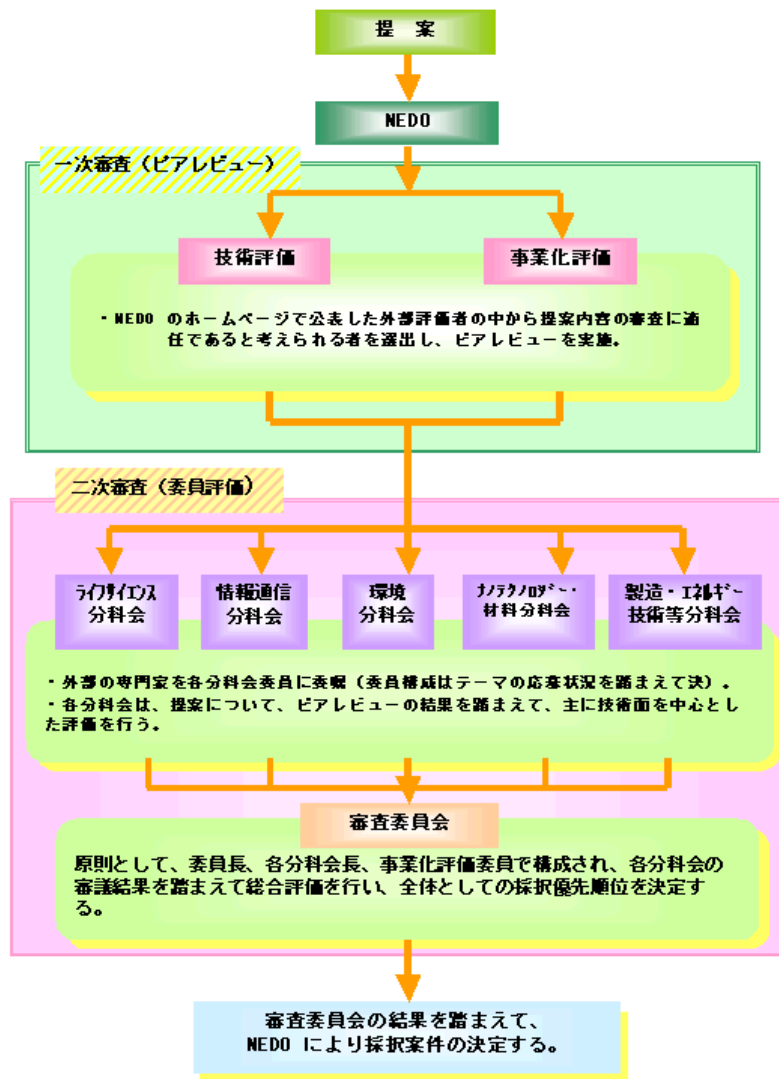
基盤技術研究促進事業 ～研究開始から収益納付まで～



4. 審査について

<平成 13、14 年度>

基盤技術研究促進事業の提案審査フロー



<平成 15 年度>

